

医療費でお困りの方へ

〈無料低額診療について患者説明会〉

2024年12月16日(月)

9:00～17:00

◆無料低額診療とは◆

経済的な理由によって、必要な医療サービスを受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業。医療費の負担が減額または免除になります。

◆利用するには◆

- ①相談: 総合受付(患者サポート窓口)または地域連携室にお声かけください。
- ②面談: 担当者がお話を伺います。
- ③申請: 申込票と収入状況を確認できる書類を提出していただきます。
- ④審査: 適用の可否を院内で審査します。
- ⑤利用: 医療費の自己負担が減額または免除になります。審査で利用不可になった場合も相談は継続します。

*この事業は生活が改善するまでの一定期間の措置です。

*減免の対象にならないもの

- ・保険調剤薬局での自己負担分(くすり代)
- ・自費診療
- ・当院以外の医療機関の医療費 等

医療法人社団 成和会
西新井病院 03-5647-1700(代表)
相談窓口: 地域連携室